

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年6月30日 午前9時30分

場 所 中央公民館 1階 大集会室

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更申請について
- 議第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 5号 三条市農業再生協議会委員の推薦について
- 議第 6号 令和3年度全国農業新聞普及拡大計画(案)について
- 議第 7号 令和3年度農業者年金加入推進活動計画(案)について
- 議第 8号 令和3年度利用状況調査について
- 議第 9号 令和3年度作況調査について
- 議第10号 下限面積の見直しについて

## 報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第 3号 農用地利用集積計画(利用権設定)の解約通知について
- 報第 4号 農地潰廃通報について
- 報第 5号 作付変更届について
- 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

## 農業委員出席委員 19名

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 山 倉 広 委員    | 2番 山 屋 和 徳 委員  |
| 3番 熊 倉 睦 委員    | 4番 栗 原 一 郎 委員  |
| 5番 馬 場 良 子 委員  | 6番 坂 井 浩 行 委員  |
| 7番 田 邊 稔 委員    | 8番 捧 幸 伸 委員    |
| 9番 佐 藤 秀 樹 委員  | 10番 野 崎 文 夫 委員 |
| 11番 岡 崎 洋 一 委員 | 12番 島 影 正 幸 委員 |
| 13番 清 野 秀 作 委員 | 14番 小 林 茂 宏 委員 |
| 15番 佐 藤 一 富 委員 | 16番 三 師 満 夫 委員 |
| 17番 佐 藤 裕 雄 委員 | 18番 田 邊 敦 子 委員 |
| 19番 廣 川 哲 也 委員 |                |

農業委員欠席委員      なし

推進委員出席委員      17名

飯塚 栄三千 委員	井上 利 弥 委員
大口 伸 昭 委員	蒲澤 利 嗣 委員
北澤 正 之 委員	小池 秀 一 委員
笹岡 大 介 委員	高山 弘 則 委員
長谷川 浄 二 委員	原田 孝 一 委員
廣川 久 一 委員	松岡 博 一 委員
松下 正 樹 委員	矢代 誠 一 委員
吉田 精 一 委員	吉田      昇 委員
渡辺 秀 人 委員	

推進委員欠席委員      1名

山谷 秀 昭 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	阿部 勝 峰
経営基盤係 係長	上林 裕 則
経営基盤係 一般任用主事	味田 佐恵子

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初出席状況をお知らせいたします。農業委員定員19名のところ、現在員19名、出席19名、欠席0名で会議は成立いたします。

なお、議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。3番、熊倉睦委員、17番、佐藤裕雄委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明いたします。

利用権設定に係る案件につきまして御説明いたします。

1ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定1件、面積2万4,782平米でありま

す。

36番は、中曽根新田地内ほかの農地11筆、2万4,782平米を相対で新規に利用権設定をするものであります。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たりの賃借料につきましては記載のとおりです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告をお願いいたします。

第2調査部会長は、栗原代理の隣に着席願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

おはようございます。着座をさせていただきます。それでは、第2調査部会の調査結果について御報告いたします。

第2調査部会では、6月25日午前9時より厚生福社会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長出席の下、会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前11時21分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定1件、面積2万4,782平方メートルで、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御説明いたします。

2ページを御覧願います。今月の申請は3件で、合計面積662平米であります。

2番は、長嶺地内の農地1筆、244平米を経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

3番は、須戸新田地内の農地1筆、115平米を譲渡人が譲受人の要望により、贈与により取得するものであります。

4番は、高屋敷地内の農地1筆、303平米を譲受人が譲渡人の要望により、贈与により取得するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

ただいま意見が求められております議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの1件、贈与によるもの2件、合計件数3件、面積662平方メートルで、書類審査及び現地確認結果などの詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更申請について』御説明いたします。

4ページを御覧願います。今月の申請は5件で、合計面積979平米であります。

3ページにお戻りを願います。

3番は、土場地内の農地1筆、98平米を売買により取得し、既存宅地165.6平米と一体利用し、雪捨場及び駐車場1台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、国道8号土場北交差点西側190メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第4号の18番で農地法第5条の許可申請がなされております。

4番は、土場地内の農地1筆、66平米を売買により取得し、既存宅地119.57平米と一体利用し、雪捨場及び駐車場1台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、国道8号土場北交差点西側190メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第4号の19番で農地法第5条の許可申請がなされております。

5番は、如法寺地内の農地2筆、406平米を売買により取得し、墓地31基、駐車場6台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、三条市民球場パール金属スタジアム南西650メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第4号の20番で農地法第5条の許可申請がなされております。

4ページをお願いします。

6番は、安代地内の農地1筆、314平米を売買により取得し、駐車場16台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、あいあい保育園西側隣接地で、500メートル以内に2つの教育施設があり、かつ申請地北側市道に水道、ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第4号の21番で農地法第5条の許可申請がなされております。

7番は、計画変更のみの申請で、昭和48年12月27日付で農地法第5条の許可を受けた安代地内の農地1筆、95平米について、当初計画した住宅兼車庫が不要となり、雪捨場の用地として利用したいものです。場所につきましては、あいあい保育園西側隣接地であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第3号『事業計画変更申請について』は、合計件数5件、面積979平方メートルで、書類審査及び現地確認結果などの詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

7ページを御覧願います。今月の申請は14件で、面積7,966.86平米であります。

5ページをお願いいたします。

18番から21番までは、先ほど御審議をいただきました議第3号『事業計画変更申請について』の3番から6番で御説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

22番は、嘉坪川一丁目地内の農地1筆、119平米を売買により取得し、駐車場3台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、第二中学校北側150メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

6ページをお願いします。

23番は、曲瀬二丁目地内の農地1筆、89.86平米を使用貸借権の設定によりサンワコムシスエンジニアリング株式会社が行う携帯電話用基地局新設工事に伴う資材置場、作業場の用地として許可の日から令和3年8月31日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、田島橋南詰交差点東側350メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

24番は、西大崎一丁目地内の農地1筆、1,238平米を売買により取得し、宅地分譲5区画及び道路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇〇円です。場所につきましては、旧大崎中学校北側350メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

25番は、長嶺地内の農地1筆、280平米を使用貸借権の設定により住宅1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。場所につきましては、広域養護老人ホーム県央寮西側530メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

26番は、諏訪三丁目地内の農地1筆、279平米を売買により取得し、住宅1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、月岡小学校東側720メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

27番は、諏訪三丁目地内の農地3筆、317平米を売買により取得し、住宅1棟、カーポート1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、月岡小学校東側720メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

28番は、上須頃地内の農地2筆、385平米を使用貸借権の設定により既存宅地265.17平米と一体利用し、駐車場28台の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条市立大学北西260メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

29番は、山王地内の農地7筆、2,756平米を賃貸借権の設定により既存原野等526.77平米と一体利用し、貸し駐車場32台、調整池の用地として利用したいものです。場所につきましては、帯織郵便局西側420メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

30番は、笹岡地内の農地2筆、498平米を使用貸借権の設定により住宅1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。場所につきましては、長沢郵便局北西450メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

31番は、北五百川地内の農地4筆、1,121平米を売買により取得し、既存雑種地132.49平米と一体利用し、保養所1棟及び駐車場12台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり〇〇〇円です。場所につきましては、いい湯らてい

北側150メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数14件、面積7,966.86平方メートルで、書類審査及び現地確認結果などの詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

第2調査部会長は自席へお戻りください。どうも御苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『三条市農業再生協議会委員の推薦について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第5号『三条市農業再生協議会委員の推薦について』御説明いたします。

8ページの議第5号参考を御覧願います。農業再生協議会は、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために、経営所得の安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等との連携体制の構築、戦略作物の生産振興や地域農業の振興を図るとともに、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手育成、確保等に資することを目的とした組織であります。

現在は、先月5月6日開催の互選会におきまして、3番、熊倉睦委員、4番、栗原一郎委員及び10番、野崎文夫委員の3名を推薦させていただいたところでありますが、任



期が6月28日に満了になることから、新たに委員3名の推薦依頼が参っているところ  
でございます。任期は2年でございます。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

三条市農業再生協議会の3名については、いかが取り計らったらよいか、休憩をして  
自由な意見の交換をお願いいたします。

しばらくの間休憩をいたします。

（午前10時00分から午前10時01分まで休憩）

議長（野崎会長）

会議を再開いたします。

休憩中の意見交換に基づき、事務局一任ということで発言がございましたので、5月  
1日付で決定された3名全員が留任することで異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、3番、熊倉睦委員、4番、栞原一郎委員、10番、野  
崎文夫の以上3名を推薦しますので、よろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『令和3年度全国農業新聞普及拡大計画（案）について』を議  
題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第6号『令和3年度全国農業新聞普及拡大計画（案）について』御説明  
いたします。

議案書9ページをお願いします。御承知のように、全国農業新聞は農業者の公的代表  
機関である農業委員会系統組織が発行する週刊の農業総合専門紙でございます。農業委  
員、農地利用最適化推進委員等の農業委員関係者は、全国農業新聞を活用した情報提供  
活動の取組を通じて農地利用の最適化を達成するため、農地利用の最適化に向けた全国  
農業新聞拡大3か年運動に取り組んでいるところでございます。

三条市の購読部数は、令和3年3月時点で140部でございましたが、昨年の計画で181  
部を目標といたしましたので、達成率としましては77%でした。今年度の目標部数につ  
きましては、新潟県農業会議からはできるだけ①、②のいずれかを目標としてほしいと  
伺っておりますが、当農業委員会におきましては購読部数が減少している現状も踏まえ、  
令和3年6月現在の一般購読部数134部に委員お一人1部の新規申込みとして37部を加え  
た171部を目標部数と設定いたしました。

次に、普及推進に当たっての年間活動計画についてです。今年度は、9月から12月を  
前期普及強調月間と位置づけ、担当地区における戸別訪問等による普及推進活動を実施

し、8月は農業委員会だより「向日葵」によるPR活動を行う予定です。また、2月から3月を後期普及強調月間と位置づけ、引き続き担当地区における戸別訪問等による普及推進活動を実施し、3月は農業委員会だより「向日葵」によるPR活動を行う予定です。

なお、三条市ホームページによるPR、三条市農業委員会窓口においての見本紙の設置は通年で実施しております。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

御発言がないみたいですので、議第6号につきましてはただいまの説明のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

新潟県が策定した農地利用の最適化に向けた全国農業新聞拡大3か年運動において、農業委員、農地利用最適化推進委員1人が毎年2部以上の新規購読申込み確保に取り組むとあります。当農業委員会の目標は、現在の購読数に委員、推進委員1人1部の新規購読としておりますが、できるだけ県の目標に近づくよう、今年度も全委員の皆様から普及推進活動の御協力をお願い申し上げたいと思います。

なお、事務局は総会終了後に申込書、普及資材等について説明を願います。

この新聞購読は、大変難しい問題でございます。私が担当している地域は、もうたくさんだ、かえってやめたいという実際の話が出ております。そこを何とか曲げて購読を続けてもらいたいというふうをお願いしている最中でございますが、恐らく皆さんの地域でもそういう感じの風潮になっているかと思いますが、できるだけ食い止める作戦、そしてまた新規の購読を願いたいと思います。特にこういったような発言はちょっといかがわしいかと思いますが、新人の委員の方には1人1部ではなくて2部ぐらい取っていただければなという考え方でおりますので、ぜひ頑張って取っていただければと思っている次第でございますので、どうかよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『令和3年度農業者年金加入推進活動計画（案）について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第7号『令和3年度農業者年金加入推進活動計画（案）について』御説明いたします。

10ページをお願いします。

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上と農業者の確保に資することを目的とする公的な年金でございます。

三条市の農業者年金加入状況については、令和3年3月末現在で被保険者が52人、待機者18人、年金受給者484人です。昨年度活動計画では、新規加入目標人数を4人と設定しました。活動の結果、3人から加入いただくことができました。

それでは、今年度の活動計画（案）について御説明いたします。

1、今年度の加入目標人数は4人で、うち20歳から39歳までの方を2人、女性農業者を1人としております。この目標人数は、新潟県農業会議と新潟県農業協同組合中央会が設定した人数でございます。新潟県全体の目標は82人、うち20歳から39歳は50人、女性農業者は14人となっております。

2、加入対象として働きかけをする目標人数は、昨年度の加入対象者名簿の整備を基に20人、うち20歳から39歳は10人、女性農業者は5人としております。

3、地区別加入推進班は3班を設置し、A班は三条地区、B班は栄地区、C班は下田地区を担当していただきたいと考えております。各班の加入推進員数、編成につきましては記載のとおりです。

4、加入対象者名簿は12月31日までに整備する予定でおります。

5、加入推進強化月間は各班ともに12月から来年の2月までとさせていただきます。

次ページも併せて御覧いただきたいと思いますが、6、戸別訪問の実施計画につきましては、A班、B班、C班とも12月は加入推進部長、副部長による戸別訪問、1月は加入意向者に対する推進班による訪問及び加入推進部長、副部長による2回目の戸別訪問、2月は加入意向者に対する推進班による訪問を予定しており、各月の訪問対象者数及び訪問に携わる人数は記載のとおりでございます。

7、加入推進対策会議及び制度勉強会の実施計画につきましては、12月に農業委員会とJA合同による加入推進対策会議の開催を予定しています。

8番、加入対象者に対する説明会等につきましては、加入対象者を一堂に会して説明会は実施せず、対象者お一人お一人に戸別訪問などを通じて働きかけていきたいと考えています。

9、啓発普及活動につきましては、8月と3月に発行します農業委員会だより「向日葵」によるPRを計画しております。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただいまの説明のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、農業者年金の加入推進に当たっては、加入推進部長、副部長を中心として前農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様の御協力をお願いいたします。

ということで毎年言っていることなんです、各地区にそういったような候補者がおられたら速やかに事務局に報告していただければなと思って考えている次第でございます。1人何名とは言いません。数多く取っていただければと思っています。枠がこれだけしかないから、これでやめておこうということではなくて、何名でもいいです。10名取ってもいいし、100名取ってもいいです。そういったようなことで、皆さんこれから田植えも終わったことだし、ちょっと空く時間があるかと思いますが、そういったような時間を利用して推進していただければなと思っている次第でございます。単なる田んぼで井戸端会議をやるんじゃなくて、そういったような話をしながら、もし候補者がいたらどここの誰兵衛がそういえばいたといたら、すぐ飛んで行って加入推進に当たってもらいたい。簡単に言えば、土足で上がるような気持ちで推進してもらいたいなと思っていますので、どうかよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第8号『令和3年度利用状況調査について』を議題といたします。

この件につきましては、農地法第30条以降に規定されている利用状況調査、指導の一部として農地パトロールを実施してきたところですが、利用状況調査の方法の詳細を農政対策部会に付託したいと御提案を申し上げます。いかがでしょうか。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議ないものと認めます。

それでは、議第8号『令和3年度利用状況調査』につきましては、農政対策部会に付託することといたします。

熊倉睦委員長、お願いいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第9号『令和3年度作況調査について』についてを議題といたします。

この件につきましては、今までも上程させていただいて、農政対策部会に付託を申し上げた経過がありますが、今回もそのようにしたらいかがと御提案申し上げます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

それでは、議第9号『令和3年度作況調査』につきましては農政対策部会に付託することといたします。

熊倉睦委員長、お願いいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第10号『下限面積の見直しについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第10号『下限面積の見直しについて』に関連して、本日農地法第3条の許可要件についての資料を配付しております。いま一度下限面積について御説明をさせていただきます。

1ページをお願いします。個人が農業に参入する場合、耕作を目的として農地を取得するには農地法3条に基づく許可が必要となりますが、許可の要件として農地の効率的利用、農作業に常時従事すること、周辺の農地利用に支障がないことのほか、一定の面積を経営することというのがあります。この一定面積のことを下限面積とって、新潟県の場合は原則50アールを設定しております。ただし、米印にあるように、実情に応じて引下げが可能となっております。

この実情に応じてについて、2ページをお願いいたします。右下段の特例にあるように、農地法施行規則第17条に規定されている、1つは平均規模が小さい地域、もう一つが担い手が不足している地域については特例が認められています。平均規模が小さいというのは、下限面積未滿を耕作している農業者が4割を下らないように10アール以上で設定できるとする規定です。ただし、農林業センサスから見て50アール以下の耕作者が4割を下回っているので、三条市では第1項には該当していません。そうした場合、下段の2項にある担い手が不足している地域として任意の面積に設定できるというものでございます。

3ページをお願いします。令和3年4月1日現在、全国1,247市町村、72%の自治体で下限面積を設定しています。

4ページをお願いします。下限面積を下げている市町村のうち、空き家とセットで農地を取得する場合、極めて小さい、例えば1アールや0.1アールのように引き下げているというのは367市町村に上ります。

次のページに新潟県内の設定状況を添付しておりますが、新潟県内はもとより全国にその動きが拡大をしており、空き家つき農地の下限引下げについても行政課題の一つでもある移住促進の観点から、その要請に応える動きが活発化していることがうかがえます。

8ページをお願いします。これまでも、農業委員会といたしましても検討を進めてきた経緯がございます。近年の方向としては、令和2年1月の時点で市の政策等で実施すべきとなった場合、改めて検討が必要となる旨の認識を共有するとともに、同年12月には事例を踏まえて検討する、付託についても会長と協議してはどうかとの意見もあったところでございます。また、5月の農業委員辞令交付式の際、市長挨拶でも空き家対策、移住促進の観点から見直しの検討についてのお話がありました。そこで、本件につきま

して農政対策部会への付託のお願いを提案させていただいたものでございます。

なお、9ページ以降、別段面積の設定に係る通知や県宅建協会三条支部の要望など、関係資料を添付いたしましたので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

説明は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

この件につきましては、事務局からの説明にもありましたとおり、今まで協議を重ねてきた経過があります。空き家対策などの政策的な要因もありますので、農政対策部会から集中的に協議、検討をお願いするため、農政対策部会に付託することといたしたいと思っておりますが、御異議ございますか。

廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

19番、廣川です。農政対策部会で大いにこの総会に提案するたたき台をつくっていただくことは大変重要なことと思っておりますが、丸ごと付託するのではなく、総会で十分丁寧に議論が交わされるような配慮をお願いをしたいと思っております。

以上です。

議長（野崎会長）

分かりました。私それを言おうかなと思っていたのですが、ちょっと言葉足らずで、冒頭の挨拶で重要案件がございましてと言いましたが、この10号議案というものに対して、今廣川委員が農政対策部会に付託する前にやはり全農業委員、推進委員の皆様から御意見を聞いたほうがいいのではないかという発言がございましたが、私も同感でございます。皆さんのほうで何か御意見ございませんか。

廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

ここで意見を言って、農対に取りまとめて、それで決めるという形はやめてくださいと、簡単に言えばそういうことなのです。

議長（野崎会長）

だっけ、参考までに聞かせていただきたいということなんです。

19番（廣川哲也委員）

そうですね。参考までにということであれば、せっかくの議長のお話ですので、申し上げさせていただきたいと思っております。

この下限面積の引下げのことについては、何年もかけて言われておったわけですが、ようやくこの時期が来たのかなというふうに思いますが、ただ今別段面積は設定されているという部分については空き家とセットで設定をされている、そのほかについては通常どおりの50アールだということもありますし、ただ空き家とセットでなくて単純に10アールとか20アールとかと下げている市町村もあるように聞いております。私が申し上げたいのは、この資料の最初の、1ページ目に個人が農業に参入する場合の要件、この1から4というものを十分に農業委員会でチェックをしてやっているのかということ

とが1点と、新たに農業に参入したいという人が50アールという縛りでなかなか参入しづらいという現状、この2つを今回の見直しの中で十分に議論を交わしていただきたいということがありますので、その点をよろしく願いをいたしたいし、機会を得て意見を言わせていただきたいということをお願いしたいと思います。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

ただいま廣川委員さんがいろいろ発言されましたが、重要な意見でございます。私も多少同意する面がございます。先般郡協の農業委員長、農業委員会代理が集まったときにもこの話が出ました。非常に難しいんだと。例えば就農するために50アール設定して、50アールの農地を求めて経営が成り立つんだかという意見もあります。徐々に増やしていくのも考えがあるわけでございますが、50アール以下で経営が成り立つのかという意見もございました。それを考えるとなかなか難しいと、安易に設定するよりも、ある市町村の会長さんが言いましたが、このまんまでいってもいいんじゃないかという考え方で話をされていまして、また事務局サイドでもそういう意見も出ております。やはりこれからの農業というのはどういった農業に変わっていくか分かりませんけども、あるトップの人なのですが、三条地区に、特に栄地区、下田地区に法人関係があります。もう個々に法人をやっていたって経営が成り立ってこない。だから、今度栄地区だったら栄地区を一つにまとめていったほうがいいんじゃないかという意向もあります。片やそういったような意向もございまして、片ややはりこれからは若い青年を育成するために下限面積を設定した中でやらせるのもいいんじゃないかという発言もございまして。私それを聞くとどっちを取っていいのかなという考え方でございまして、ちょっと私の話は長くなりましたが、皆さんのほうで何かほかに御意見ございましたら何なりと。

捧委員。

8番（捧 幸伸委員）

8番、捧です。勉強不足で誠に申し訳ないんですけど、この場合新規に耕作地を購入して始めるわけですね。この場合ってあっせんというのはかけられないんですか。

事務局（阿部事務局長）

あっせんの対象にはなりません。

8番（捧 幸伸委員）

そういうところも加味してやっていったらいいんじゃないですかね。さっき俺熊倉さんからちょこっと聞いたんだけど、あっせんというのは三条、下田、栄で面積が違うわけですね、あっせんを受けるには。面積があるわけですね。こういう新規に入ってくる人にそういうあっせんを受けられるようにするということはできないんですか。そういうのも考えて進めていったらいいんじゃないかと思うんですけど。

議長（野崎会長）

捧さん、その意見についてもまた農政対策部会長と相談しながら今後考えていかなければならない重要案件でございますので、今ここでしますとか、しませんとかいう意見

はできませんので、そういうことで御理解願いたいと思います。

はい。

11番（岡崎洋一委員）

この間、新規農業委員の研修会の際に農業会議の方に聞いたんですが、やはり50アール以上という話をされていましたが、例えば下限面積を下げるということになりますといわゆる転売目的でゼロから50でもいいし、ゼロから20でもいいという、下げればそうなるわけですけれども、そういう可能性がないわけではないと思うんです。そのときに農業委員会のほうで、例えば下限面積が20にしましたと。その20というのは農家台帳に載るわけですよ。そうすると、いろんなところに波及してきて、今作付配分率64%ぐらいですか、その中にも対象になるわけですよ。そうなってくると、果たしてその人が農業をやるのかどうかという疑問が非常に湧いてくるんですけども、その辺のチェックを、新規就農が今回メインになっていますけれども、チェックをよく見ていただいて、実際農業をやるのかどうかという部分がある程度審査の対象にしてもらったほうがいいんじゃないかと思います。

議長（野崎会長）

大変貴重な意見をありがとうございました。私補足させていただきますが、今岡崎委員さんが言われたこともこの間郡協の会長、会長代理の案件で話が出ました。実際本当にやってくれるのか、それと同時に農地面積が台帳に載る、載ればまた米の生産数量が変わってくるといったような方向になってくるかと思っています。その辺がやっぱりきっちり本人の意思を確認しながらやっていかなければならないのではないかなと思って考えているわけでございます。その辺を今3人の方が発言されましたが、その意見を踏まえながら農対に付託してまた検討していかなければならないのではないかなと思っています。これは、非常に難しい問題でございます。恐らく熊倉委員さんも頭悩んでいるかと思っています。熊倉委員さんばかりでなく、農対の絡んでいる委員さんも皆さんそれぞれそうなんだろうが、非常に難しい案件でございますので、慎重審議でいかなければならない。今日、明日結論が出るわけございません。長目に見ていかなければならないのではないかなと思って考えているわけでございますので、農政対策部会に付託することといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

付託をするということなのですが、付託をするということはここで取りまとめて、案をつくって総会で御異議ありませんかというふうにするというふうに関こえちゃうんです。それは避けてくださいということをお願いをしているので、農対で総会で議論をするたたき台はいいものをつくっていただきたいと思いますので、その方向で進めていただければと思います。

議長（野崎会長）

分かりました。先ほど私言いましたように、この問題は非常に難しい問題ですので、1回限りでなく、やはり皆さんから協議をしてもらわなければならない、1回で済む問



題でございません。私それははっきり申し上げたつもりなのですが、言葉足らずで大変申し訳なかったと思っています。ということで、一応これは農政対策部会で今日の意見を踏まえながら、どのように進めていくかということを検討させていただきますので、よろしいでしょうか。御異議ございませんか。

坂井委員。

6 番（坂井浩行委員）

6 番、坂井です。この説明によりますと、県内でも相当数がもう実施されていますので、事務局でもいろんな情報が入っていると思いますので、その情報も皆さんに御提示いただければと思いますので、お願いいたします。

議長（野崎会長）

分かりました。何度も言いますが、これで発言を止めさせていただきます。

農対に付託し、そして意見の取りまとめ、今回限りではなく、長期的に構えてやっていきたいと思っておりますので、その都度皆さんにまたお諮りしたいと思っておりますので、どうか御協力のほどお願い申し上げまして、そういうことで御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

御異議なしと認めます。

それでは、議第10号『下限面積の見直しについて』は農政対策部会に付託することといたします。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

それでは、報第2号から報第6号について、事務局より報告を願います。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら御発言をいただきたいと思います。

しばらくにして御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月は農政対策部会の開催が予定されています。農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

農政対策部会長、3番、熊倉睦委員。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

3番、農政対策部長の熊倉です。農政対策は、7月の20日火曜日午後1時半から厚生

会館第2集会室で会議を開催したいと思いますので、関係委員は出席をお願いいたします。

まだ期間もありますので、それまでの間に委員の方は自分の意見、そこに来て考えをするんじゃなくて、ある程度考えをまとめて、意見をまとめてきていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。また、それが終わった後に皆さんからの御意見も聞きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

7月20日午後1時から対策会議を開きますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

農業委員7番、田邊です。来月は、第3調査部会の当番でございます。7月26日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は30日を予定しております。

それでは、長時間にわたって御審議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前11時01分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長

---

議事録署名委員（ 3 番）

---

議事録署名委員（ 17 番）

---